

# 生命共済共済金請求の手続

入院あるいは死亡等の共済事故が発生した場合は、次の書類を整え、駐屯地等に配置されている防衛省生協地域担当者に提出又は防衛省生協本部に直接郵送してください。

## 1 入院・手術共済金

「生命共済共済金請求書」に必要事項を記載し、次の書類を添付してください。

- (1) ①31日以上入院【注】 ②手術を伴う入院 ③生命共済契約（増口した場合は当該契約）の保障開始後6か月未満の間に発症した傷病（軽微な傷病を除く。）での入院、のいずれかに該当する場合

○医師の証明を受けた、防衛省生協所定の「入院・手術証明書（診断書）」

※軽微な傷病：インフルエンザ、急性咽頭炎、急性上気道炎、急性気管支炎、急性胃腸炎、発熱、捻挫、蜂窩織炎など一過性の傷病

- (2) 30日以内【注】の入院で、上記（1）に該当しない場合

次のいずれかのコピーを添付し、請求書の傷病名欄にご自身で傷病名を記入してください。

○他保険会社等へ提出する「診断書」

○入院患者氏名、医療機関名、入・退院日、領収印が記載された「入院診療請求書兼領収書」

○自衛隊病院等が発行する「退院療養計画書」等

「退院療養計画書」等の場合は、請求書に傷病名のほか医療機関名をご自身で記入してください。

【注】入院の初日が令和4年1月1日以降の場合に限ります。それ以前の入院は、15日以上の場合防衛省生協所定の「入院・手術証明書（診断書）」が必要です。

## 2 死亡共済金

添付書類を含め次のとおりです。

- (1) 生命共済共済金請求書（請求者の住所記入）

- (2) 死亡診断書又は死体検案書（いずれもコピー可）、生死不明等により死亡と認められたときは、除籍された戸籍謄本又はこれを証明する書類

- (3) 死亡共済金受取人の戸籍謄本

（注）契約者が受取人の場合や承諾書に受取人が記載（続柄が「その他」の場合を除く。）されているときは不要です。

- (4) 事実上婚姻関係にあるときは、住民票謄本及びそれぞれの戸籍謄本

## 3 重度障害共済金

添付書類を含め次のとおりです。

- (1) 生命共済共済金請求書（請求者の住所記入）

- (2) 障害の程度を証明する医師の診断書等（他の保険会社等の障害診断書のコピー可）

（注）重度障害の程度及び症状固定年月日が記載されていることを要します。

## 4 18歳以上のこどもの共済金

共済金の対象となる子ども契約の被共済者が18歳以上のときは、共済組合員証のコピーなど契約者との扶養関係を証明できる書類を添付してください。

## 5 請求書の郵送先

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-21 山脇ビル2F

防衛省職員生活協同組合

専用線

8-6-28902

N T T

03-3514-2241

08：30～17：15（土・日・祝日・年末年始を除く）

「生命共済共済金請求書」、「入院・手術証明書（診断書）」及び郵送用封筒は駐屯地等の地域担当者にお申し出いただくか、共済窓口でお問い合わせください。

また、防衛省生協のホームページからもダウンロード（郵送用封筒を除く。）できます。

■ 請求書に記入もれ、訂正された場合の訂正署名にもれがあると共済金の支払いが遅れる場合がありますので、ご注意ください。

# 共済金請求にあたってのご注意

## 1 入院・手術共済金を請求する場合

- (1) 入院共済金は、共済契約の**保障開始日以後に生じた傷病の治療を目的**に、連続して3日以上入院したとき入院1日目から支払われます。
- (2) 入院共済金請求の際添付する証明（診断）書は、**防衛省生協が指定する「入院・手術証明書（診断書）」**を使用してください。この用紙による証明ができない場合のみ、病院が独自に作成し支払査定に必要な要件が具備された診断書（原本）も可とします。  
なお、国外の病院で診断書等の証明を受けた場合は、その日本語訳を必ず添付してください。
- (3) 入院中の**外泊日**は支払の対象となりません。外泊日が入院後3日以内にある場合は、外泊後の入院日から起算します。
- (4) 医師の指示による**転院**の場合は1回の入院とみなします。ただし、移動日数、待機に要した日数は入院日数には含まれません。
- (5) 退院の翌日から11日以内に**同一傷病（※）**で再入院した場合は、合計した日数を一回の入院日数として扱います。  
※「同一傷病」とは、診断書に傷病名が複数記載されていても、また、傷病名が包括的に記載されていても、必要となる治療が相互に関連性が高く、一連の医療行為と見なすことができる場合など、組合が同一傷病と認める場合を含みます。
- (6) 入院中に別の傷病で科を変えた（**転科**）場合は、別の入院として扱います。入院期間が3日以上で手術を伴った場合は入院共済金のほか手術共済金も支払われます。入院期間が2日以内の場合は入院共済金・手術共済金いずれも支払の対象となりません。
- (7) 手術共済金は、入院共済金の対象になる入院期間中に行われる**治療目的の手術**であって、「医科診療報酬点数表」又は「歯科診療報酬点数表」によって手術料が算定される手術に対し支払われます。

## 2 死亡共済金を請求する場合

契約者死亡に伴う共済金受取人は規約で定められた方となります。なお、受取人の指定をされている場合は指定されている方となります。また、死亡共済金請求において、受取人順位が同じである受取人が2人以上いる場合は、委任状により1人の代表者を決めていただき、その方に請求していただくこととなります。  
詳しくは地域担当者又は防衛省生協本部におたずねください。

## 3 死亡共済金と入院・手術共済金を同時に請求する場合

それぞれの共済金の請求者が異なる場合は、死亡共済金の請求書と入院共済金の請求書を別々に提出してください。

## 4 時 効

共済金等の支払事由の発生を共済金受取人が知ってから請求のないまま3年間を経過したときは、共済金が支払われない場合がありますので、支払事由が発生したときは速やかに請求してください。

## 5 請求完了日

請求完了日は、請求書の記入日にかかわらず、地域担当者が請求書を受領した日又は共済金の請求に必要な書類が防衛省生協本部に到達した日の翌日となります。

## 6 共済金が支払われない場合

特定の病気による入院や保障開始日以前に発症した病気やケガなどの入院の場合、共済金の支払をお断りする場合があります。ご不明の場合は、診断書をとる前に規約や承諾書裏面などで確認するか、地域担当者又は防衛省生協本部にお問い合わせください。

## 7 氏名変更届など未提出の契約者様へのご注意

結婚などで氏名が変わった方で、変更届を提出されていない場合は、共済金の請求書と一緒に氏名変更届の提出をお願いします。提出のない場合は、本人確認等でお支払いに時間がかかる場合があります。